



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

354	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
355	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	2
356	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
357	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
358	救急病院の認定	(医務課).....	3
359	〃	(").....	3
360	救急診療所の認定	(").....	4
361	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	4
362	〃	(").....	5
363	海南野上土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	6
364	紀の川土地改良区連合の定款変更の認可	(").....	6
365	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	6
366	保安林の指定	(").....	7
367	〃	(").....	7
368	〃	(").....	7
369	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	8
370	〃	(").....	8
371	〃	(").....	9
372	〃	(").....	9
373	〃	(").....	10
374	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	10
375	知事管理漁獲可能量の公表	(資源管理課).....	10
376	基本測量の終了	(技術調査課).....	11
377	公共測量の終了	(").....	11
378	〃	(").....	11
379	〃	(").....	11
380	道路の指定	(建築住宅課).....	12

○ 選挙管理委員会告示

21	政治団体の届出事項の異動の届出	12
22	政治団体の解散の届出	13
23	政治団体の設立の届出	14
24	資金管理団体の届出	14

○ 収用委員会告示

4	土地収用法による裁決手続開始の決定	15
5	〃	17

○ 公告

軽油引取税免税証の無効	(税務課)..... 18
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 18
○ 監査公表	
監査公表第10号 19

告 示

和歌山県告示第354号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年3月25日

2 名称

特定非営利活動法人みらいの実

3 代表者の氏名

宝条隆司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市田屋163番地29

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者(児)及びその家族の人たちに対して、それぞれの地域で、安心と広がりのある暮らしが実現できるように、障害者福祉サービス事業や障害児通所支援事業など多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することで、障がい者(児)個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことや社会参画の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第355号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年4月22日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年3月22日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山有機認証協会

3 代表者の氏名

道本浩司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市毛見996番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」が定めるところに準拠し、健康と環境を重視する有機食品並びに特別栽培農産物等にかかる公正な検査・認証を行うことを通じ、有機食品並びに特別栽培農産物等への社会的信頼性を高め、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を建設し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000133	ヘルパーステーション中紀	御坊市藤田町吉田324番地の1	居宅介護 重度訪問介護	医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123番地の1	令和3.3.31

和歌山県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012125203	多機能型事業所ゆら	日高郡由良町吹井949	生活介護 就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和3.4.1

和歌山県告示第358号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 名称 独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院
- 所在地 日高郡美浜町和田1138
- 有効期限 令和6年3月31日

和歌山県告示第359号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 所在地 東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185-4

3 有効期限 令和6年3月31日

和歌山県告示第360号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 高野町立高野山総合診療所
- 2 所在地 伊都郡高野町大字高野山631
- 3 有効期限 令和6年4月1日

和歌山県告示第361号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッシュコート I
和歌山県岩出市西野100-2他48筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツカサ 代表取締役 土岐政晃
和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 土岐考司
(変更後) 代表取締役 土岐政晃
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作
岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
株式会社マナビンテリアハーツ 代表取締役 真鍋守利
高知県高知市針木東町24-10
(変更後) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作
岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
株式会社マナビンテリアハーツ 代表取締役 真鍋守利
高知県高知市針木東町24-10
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二
広島県東広島市西条吉行東1-4-14

4 変更年月日

- (1) 平成27年3月11日
- (2) 令和3年2月19日

5 変更した理由

- (1) 代表者交代のため
- (2) 小売業者の変更のため

6 届出年月日

令和3年3月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年4月6日から同年8月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第362号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッシュコートⅡ

和歌山県岩出市西野春面25-1他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツカサ 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 土岐考司

（変更後）代表取締役 土岐政晃

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 金森義雄

和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1

（変更後）上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁
三重県松阪市久保町1456番地4

4 変更年月日

- (1) 平成27年3月11日
- (2) 上新電機株式会社:令和元年6月25日
株式会社東海セイムス:平成22年4月1日

5 変更した理由

- (1) 代表者交代のため
- (2) 上新電機株式会社:代表者交代のため
株式会社東海セイムス:会社合併による商号及び住所変更のため

6 届出年月日

令和3年3月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年4月6日から同年8月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、紀の川土地改良区連合の定款変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第365号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木467の7、478の2、479の1、479の2、479の7、480の6、532の2・532の3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、536の6から536の10まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 海南市下津町橋本字岩屋谷1030の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第367号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字二河字楠ノ本1478の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東牟婁郡那智勝浦町大字二河字楠ノ本1478の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字尾谷郷134の6、135、136
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字尾谷郷134の6・135・136（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第369号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第370号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第371号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第372号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第373号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第374号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡すさみ町に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄

和歌山県告示第375号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ及びするめいかに係る令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和3年3月23日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	8.3トン	2.4トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	12.6トン	

和歌山県くろまぐる（大型魚）定置漁業	7.9トン	1.5トン
和歌山県くろまぐる（大型魚）漁船漁業等	4.8トン	
和歌山県するめいか漁業	現行水準	—

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、令和3年農林水産省告示第298号において定められた和歌山県に係る都道府県漁獲可能量に規定する現行水準をいう。

和歌山県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月17日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びびすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 平成31年1月18日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年11月24日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 令和2年12月1日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市紀三井寺、三葛、中島及び小雑賀の各一部

和歌山県告示第380号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	指定年月日	延 長	幅 員	所在地 起点
				所在地 終点
都市計画道路 日方名高線	令和3.4.6	162m	16m	海南市名高字寄川156番10
				海南市名高字涌水87番1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
国民民主党和歌山 県総支部連合会	岸本周平	主たる事務所の 所在地	和歌山市寄合町23 ア ンブルビル5階北	和歌山市七番丁11-1 ア ラスカビル5階	令和 3.3.3
自由民主党かつら ぎ町支部	堀龍雄	会計責任者	溝北好一	雑賀増己	令和 2.10.19
自由民主党和歌山 県看護連盟支部	石橋隆子	会計責任者	小泉美穂	上田陽子	令和 3.3.16
自由民主党和歌山 県鍼灸マッサージ 師支部	林睦代	代表者	林睦代	宇須章生	令和 3.3.12
自由民主党田辺市 支部	泉辰徳	代表者	泉辰徳	大沢広太郎	令和 3.3.22

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
笠松美奈と歩む会	笠松美奈	代表者	笠松美奈	倉谷友美	令和 3.2.17
		主たる事務所の 所在地	田辺市中屋敷町6番地	田辺市上秋津1051	令和 3.3.10
宮井あきら後援会	倉尾直樹	主たる事務所の 所在地	田辺市中辺路町栗栖川14 2-24	田辺市中辺路町栗栖川29 1-163	令和 3.2.22
日本共産党有田郡 市後援会	大野義弘	代表者	大野義弘	宮本昭夫	令和 2.4.1
矢本和久後援会	山崎誠造	代表者	山崎誠造	松浦米次	令和 3.2.25
		会計責任者	矢本和久	矢本さとみ	令和 3.2.25

小西のりたみ後援会	中畑博文	代表者	中畑博文	上山哲子	令和 3.1.27
全国小売酒販政治連盟和歌山県支部	野上正二	会計責任者	小堀泰弘	高垣傳次	令和 3.2.1
日高医師連盟	中島彰一	代表者	中島彰一	高辻幹雄	令和 3.3.3
和歌山県改革協議会	北野勝昭	主たる事務所の所在地	和歌山市寄合町23 アンプルビル5階北	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5階	令和 3.3.3
おざき博文後援会	中根滋	主たる事務所の所在地	田辺市稲成町219番1	田辺市稲成町88-6	令和 3.3.8
		会計責任者	尾崎陽一	山本敦洋	令和 3.3.16
和歌山県看護連盟	石橋隆子	会計責任者	小泉美穂	上田陽子	令和 3.3.16
にさか吉伸田辺後援会	榎本長治	主たる事務所の所在地	田辺市湊38-24	田辺市下三栖1475	令和 2.9.27
			田辺市新庄町2015	田辺市湊38-24	令和 3.3.22
		代表者	大沢広太郎	中田肇	令和 2.9.27
			榎本長治	大沢広太郎	令和 3.3.22
		会計責任者	田中善春	松下紀昭	令和 2.9.27
幸福実現党和歌山県本部	三木菊美	代表者	三木菊美	西本篤	令和 3.3.13
		会計責任者	山内晃	諫山征和	令和 3.3.13
幸福実現党和歌山後援会	三木菊美	代表者	三木菊美	西本篤	令和 3.3.13

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県鍼灸マッサージ師支部	林睦代	令和 3.3.12

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
仁坂吉伸古座川町後援会	西前啓市	令和 3.2.25
辻本ひろし後援会	山下充洋	令和 3.3.11

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党和歌山県第3区総支部	谷口和樹	森峰数	田辺市鮎川597-6	○	令和 3.3.2

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
加藤よしのり後援会	加藤喜則	加藤由紀	田辺市あけぼの54-25	令和 3.3.1
浮島とも子を支える会	木野十三	柏木淳	和歌山市東長町5丁目81	令和 3.3.5
畑中まさよし後援会	畑中正好	畑中正好	田辺市天神崎2-17	令和 3.3.15
西尾としお後援会	岩見卓一	平井喜子	東牟婁郡串本町古座154	令和 3.3.16
津波から命を守る会	中本恵三	中本恵三	田辺市むつみ23-2	令和 3.3.18

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期間年月日
加藤喜則	田辺市議会議員	加藤よしのり後援会	田辺市あけぼの54-25	令和 3.2.28

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年3月25日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年4月6日

和歌山県収用委員会会長職務代理者

和歌山県収用委員会会長代理 名 手 孝 和

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人				
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		取用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利 の 種類			
		登記簿	現況								登記簿	実測	
和歌山 県西牟 婁郡す さみ町 里野字 向エ田	143番	山林	畑	1,203	1,203.53	1,148.99	9.07	石川文昭 (持分4 分の1)	奈良県橿原 市小槻町273 番地の20	—	—	—	
	143番1	畑	畑	471	471.13	369.44	11.46	石川ます 美 (持分4 分の1)	奈良県橿原 市小槻町273 番地の20	登記名 義人 (亡) 山形豊 明 上記法 定相続 人	(別表 のとお り)	抵当権 明治26年9 月15日登 記 原因 明 治26年8月 17日設定 債権額 金37円20 銭	
	144番	田	畑	429	429.48	143.58	17.29	鎌田義夫 (持分4 分の1)	奈良県橿原 市小槻町273 番地の20	濱田キ ヨコ	外52名 (別表 のとお り)	—	—
								石川明 (持分4 分の1)	和歌山県西 牟婁郡すさ み町里野19 番地の6 ただし、土 地登記記録 上の住所 大阪府大阪 市東淀川区 北江ロー丁 目3番2-304 号	—	—	—	

別表

氏 名	住 所	備考
濱田 キヨコ	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住113番地の1	
アキコ コイズミ	住所不明	

濱田 賢二	住所不明	登記名義人(亡)山形豊松の法定相続人
藤内 田鶴子	東京都新宿区市谷台町21番4号	
藤田 美代子	埼玉県草加市住吉2丁目6番11号	
濱田 武徳	埼玉県川口市大字小谷場448番地の1	
城 ナツヨ	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1395番地	
藤内 康子	大阪府大阪市住吉区苅田4丁目11番6号	
藤内 博明	大阪府大阪市旭区高殿2丁目21番16号	
石川 松代	奈良県橿原市小槻町273番地の20	
上野 恭代	東京都千代田区神田須田町一丁目15番地 ヴェネト・KAJIMA202号	
藤内 恒光	東京都新宿区市谷台町21番4号	
濱本 美奈	大阪府守口市西郷通1丁目3番9号	
竹田 美佳	奈良県奈良市青山一丁目7番地の21	
櫻 千賀子	大阪府大阪市福島区吉野2丁目7番3号	
櫻 晃好	大阪府大阪市鶴見区今津南1丁目4番19号	
増田 恒	大阪府大阪市都島区都島南通1丁目12番13号	
野村 佐苗	大阪府大阪市住吉区苅田4丁目11番6号	
増田 美月	大阪府大阪市西淀川区野里2丁目9番24号 フジパレス野里103号室	
濱田 光美	千葉県茂原市早野2137番地11	
濱田 明美	東京都世田谷区桜1丁目57番10号 ミドリコーポ205	
濱田 裕泰	千葉県茂原市早野2137番地11	
石橋 昌干	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住232番地の1	
中本 眞壽美	兵庫県三田市西山2丁目23番13-704号	
神立 喜美代	大阪府八尾市本町5丁目8番43号	
新谷 弥生	大阪府八尾市東本町4丁目5番6号	
仁科 みのり	和歌山県田辺市鮎川609番地の24	
濱田 吉朗	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住199番地	
濱田 青児	和歌山県和歌山市西小二里1丁目3番33号	
濱田 哲郎	岐阜県岐阜市岩利738番地1	
濱田 至信	大阪府堺市中央区八田西町2丁目16番22号	
宮脇 京子	東京都杉並区堀ノ内1丁目17番36号	
南 芳弥	静岡県熱海市紅葉ガ丘町4番8号	

南 誠	静岡県熱海市昭和町13番18号
菅原 京子	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町39番地2 ストークマンション516号
瀬川 陽子	東京都多摩市関戸1丁目1番地の5 ザ・スクエアB-613
瀬川 貴寛	千葉県流山市おおたかの森東二丁目11番地の31 クレーストS-105
石本 裕美	岡山県津山市院庄863番地
石上 美保	大阪府大阪市生野区田島5丁目8番26号
喜多 勝吉	住所不明
山本 恵子	和歌山県東牟婁郡串本町津荷907番地
横畑 豊八	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住96番地
横畑 幸子	東京都稲城市向陽台3丁目4番地の5
横畑 卓志	神奈川県川崎市多摩区菅野戸呂11番22号
藤内 満子	大阪府大阪市旭区高殿2丁目21番16号
山形 美智子	福岡県太宰府市連歌屋3丁目2番26号
山形 敬	福岡県福津市西福間5丁目9番23号
山形 麻里	福岡県太宰府市連歌屋3丁目2番26号
山形 拓	福岡県太宰府市石坂1丁目7番45号 クレストA 202号
山形 正	愛知県春日井市石尾台6丁目1番地11
山形 豊	埼玉県深谷市普濟寺1350番地7
山形 良	埼玉県深谷市榎合44番地9
山形 耕	埼玉県本庄市万年寺1丁目7番4号

和歌山県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年3月25日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年4月6日

和歌山県収用委員会会長職務代理者

和歌山県収用委員会会長代理 名 手 孝 和

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地	土地所有者	土地に関して権利を有する関係人
---------------	-------	-----------------

所在	地番	地目		地積 (㎡)		取用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県西牟婁郡すさみ町里野字向エ田	141番	山林	山林	9,785	—	1,669.28	24.00	石川文昭 (持分8分の1)	奈良県橿原市小槻町273番地の20	—	—	—
								石川ます美 (持分8分の1)	奈良県橿原市小槻町273番地の20	—	—	—
	142番	山林	山林	19,124	—	2,887.51	43.82	鎌田義夫 (持分8分の1)	奈良県橿原市小槻町273番地の20	—	—	—
								石川明 (持分8分の1)	和歌山県西牟婁郡すさみ町里野19番地の6 ただし、土地登記記録上の住所大阪府大阪市東淀川区北江口一丁目3番2-304号	—	—	—
								大藪寛 (持分2分の1)	和歌山県田辺市秋津町1641番地の4	—	—	—

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和3年3月20日以降無効とする。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した県税事務所	紛失年月日
100リットル券	漁船	和歌山県8039815	1枚	令和3年1月8日から同年3月31日まで	紀南県税事務所	令和3年3月20日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

串本都市計画道路(Ⅱ・2・1号栈橋袋港線、Ⅱ・3・2号串本駅前潮岬線、Ⅰ・小・2号須賀浦串本港線、Ⅰ・小・3号上浦矢野熊線、Ⅰ・小・4号矢野熊線)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人和歌山信愛女学院	令和3年2月17日
学校法人松江幼稚園	〃
公益社団法人和歌山県私立学校教職員退職金社団	〃
公益社団法人和歌山県体育協会	〃
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
ウインナック株式会社	〃
公益財団法人和歌山県民総合健診センター	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃
一般財団法人和歌山県文化振興財団 (和歌山県民文化会館及び和歌公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県国際交流協会 (和歌山県国際交流センター指定管理者)	〃
和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム (和歌山県立紀北青少年の家指定管理者)	〃
クリーン興商、南海ビルサービス企業体 (和歌山県立白崎青少年の家指定管理者)	〃
特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会	〃

(和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者) 公益財団法人和歌山県下水道公社 (紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道指定管理者) 紀の国はまゆう (紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)	” ”
---	--------

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公益社団法人和歌山県体育協会

(ア) ジュニア活性化推進事業及びスポーツ少年団総合競技大会事業に対する補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) トップアスリート育成事業及びコーチスキルアップ事業に対する補助金において、補助金交付決定前に大会参加費の支出や、切符購入を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 契約保証金の免除申請において、契約実績の期間の要件を満たしていないものを契約実績としていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 業務委託の支出契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 収納した現金の金融機関への払込みを怠っていた。

b 収納した現金の金融機関への払込みが遅延していた。

(エ) 小口現金出納帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 小口現金として取り扱えない現金を小口現金出納帳に記帳していた。

b 小口現金残高及び摘要欄の記載を誤っていた。

ウ 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター

(ア) 月次決算が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 会計伝票について、関係する責任者の承認印が押印されていなかったため、適正に処理されたい。